

英国進出における税制 Q&A

(2018年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ロンドン事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ロンドン事務所が藤本日英公認会計士共同事務所に作成を委託し、2018年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび藤本日英公認会計士共同事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび藤本日英公認会計士共同事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ロンドン事務所
E-mail：LDN@jetro.go.jp

JETRO

目次

I.	はじめに.....	1
II.	設立.....	2
	Q1: 拠点の形態の選択.....	2
	Q2: 支店登記の可否.....	3
III.	会計・監査.....	4
	Q3: 会計基準の差異.....	4
	Q4: 減価償却の方針.....	6
IV.	法人税.....	7
	Q5: 税法上の減価償却（Capital allowance）の概要.....	7
	Q6: 日本における寄付金課税.....	9
V.	VAT.....	10
	Q7: インボイス方式と帳簿方式.....	10
	Q8: VATの登録日および登録日前の費用.....	11
VI.	個人所得税.....	13
	Q9: 居住者の判定.....	13
	Q10: 所得の源泉地.....	14

英国進出における税制 Q&A

I. はじめに

本レポートは、初めて英国に進出される日本企業、あるいは進出間もない日系企業を念頭に、進出・運営の場面で直面される税務・会計等の疑問点について情報を提供するものです。実際に受けることの多い質問を事例として取り上げ、Q&Aの形式でまとめています。

英国進出企業の多くが、手探りの中で制度に対応されているように見受けられます。しかし、日本の制度との対比で整理すると、理解が容易と思われることが多いため、本レポートでは可能な限り日本の制度との類似点・相違点に絡めて説明しています。

論点の核心部分について理解いただくことが狙いであるため、例外や細部についての説明を省略したほか、あえて日本の用語を使用しています。

Q&Aの中で記載した事実は、実際の事例に基づいていますが、本レポート利用者の事例とは、必ずしも一致するものではないため、実際の適用にあたっては、専門家にご相談ください。

II. 設立

Q1: 拠点の形態の選択

当社は、英国での事業展開を検討しています。事業拠点の法的形態について、現実的な選択肢としては、現地法人あるいは英国事業所があると聞きましたが、税金上のメリット・デメリットはどのようなものでしょうか。

ご理解のとおり、日本企業にとって、英国進出時に取りうる事業拠点の形態としては、株式会社（Private Limited Company）と英国事業所（UK Establishment）の二択になるケースが多いと思います。英国事業所というのは、聞きなれない用語ですが、支店（Branch）と駐在員事務所（Representative Office）を包含した概念と考えてよいと思います。実際、2006年改正会社法導入前は、支店、駐在員事務所という区分がありました。

この区分を前提に、本件のように税金の負担がどのように異なるかという質問を受けるケースが多くあります。

この点について、英国の事業に対する「英国での」税額の点では、事業拠点の形態による差異はない（つまり、英国税務当局に課税される税額は同じ）と考えてよいと思います。細かい点では、事業拠点の形態の違いによって提出書類の様式が異なることがあるため、広い意味での税務（事務）コストが異なることもありますが、拠点の形態を選択するにあたっての経済的意思決定に影響を及ぼすような重要性はありません。現地法人と英国事業所の区分は会社法での概念で、会社法の中で税制上の手当てをすることはなく、

また、英国事業所に対する課税（法人税、VAT、源泉所得税など）の仕組みは、現地法人に対するそれと同一と考えてよいです。同一の経済活動が、事業拠点の形態によって異なる税額となってしまうのは不合理であるためです。

「英国での」税額の点では差異がないものの、日本と英国を合わせた「グループでの」税額においては差異が生じる可能性があります。これは、英国の事業で生じた所得が日本で通算できるかという点で、現地法人と英国事業所とで差異があるためです。現地法人の場合には、日本法人（親会社）とは別人格なので、現地法人で生じた利益も損失も日本において取り込むことはできません。これに対して、英国事業所は日本法人の一部ですので、日本の法人税の所得計算において、英国事業所で生じた利益・損失は、日本の法人税の所得計算において取り込まれることになります。

投資ガイド等では、拠点の形態の選択について、さまざまな要素を総合して商業的に判断すべきと記載されていることが多いと思います。これらの要素としては、例えば、拠点の重要性（質的・量的）、継続コンプライアンスのコスト、営業上の必要性・有利性、税金の負担などが挙げられます。

英国拠点の形態の選択にあたって、考慮すべき税金の負担とは、前述のとおり、英国での税金よりも、むしろ日本での税金の問題ととらえることができます。

（なお、英国の地域統括会社を通じた域内での再投資スキームや、グローバルベースの税負担率の低減のためのタックスプランニングなども税金の負担の問題ですが、本ガイダンスの主旨とは異なると考えられるため考慮していません。）

Q2. 支店登記の可否

当社は、支店の形態で事業拠点を設けることを決定し、先日から、駐在員が英国に赴任し、支店設立に向けて活動しています。支店の開設日は、XX月XX日に予定していますが、事務所の選定や賃貸契約が終わらない可能性があります。営業上支障をきたさないように、支店の登記を予定日付で先行させることは可能でしょうか。

現地法人の設立登記は、法人格という実体を生じさせるために必要な要件です。これに対して、英国事業所（支店・駐在員事務所）の登記は、既に英国内にある物理的な事業拠点という実体を、事後的に届け出るものです。その意味では、「支店の設置の届出登記」と表現するほうが登記の実質を反映しています。

「既に」拠点があることを前提としていますので、ご質問のように拠点を選定中のケースでは、登記はできません。また、「実体を事後的に届け出る」ものですので、先日付での登記はできず、拠点を設置した後に、過去日付で開設日を登記することになります。

III. 会計・監査

Q3. 会計基準の差異

当社は、先般、英国に現地法人を設立しました。日本の経理部においては、英国の会計基準に精通した者はいないため、経理はもっぱら現地に任せようと考えていますが、英国の現地法人は、日本における当社の連結決算上、連結子会社となるため、英国会計基準と日本の会計基準、あるいは国際財務報告基準（以下、IFRS）との重要な差異を把握しておきたいと考えています。なにか良い情報はないでしょうか。

日本における連結決算は、日本の会計基準で行われるため、連結対象の在外子会社も、親会社の連結決算のために日本基準を適用するのが前提になっています。

しかしながら、日本基準を言語の異なる在外子会社に展開する実務上の困難性への配慮などから、特例措置（※）としてIFRSを適用することも容認しており、実務上は多くの企業がこの措置に拠っています。

このため、在外子会社の所在地国で採用されている会計基準と、IFRSの会計処理方法の差異を把握する必要があり、本質問はこうした背景から生じたものと思われれます。

この点、一般的には、現地の会計基準の情報を入手するのは、基準それ自体の複雑性に加えて、言語の面でも障害が大きいため、会計事務所に委託するケースが多いようです。

しかしながら、英国会計基準の場合には、基準の体系の面でも、言語（英語）の面でも日本企業にとって情報が入手しやすい環境にあります。

現行の英国会計基準（Financial Reporting Standards, 以下、FRS）は、基本的には、IFRS本則（以下、Full IFRS）をそのまま国内基準（以下、FRS 100, 101）として受け入れていません。IFRSについては、既に適用済みの日本企業も相当数にのぼり、各種のガイダンスについても日本語で入手が可能です。

FRS 100, 101に加えて、中小企業向け国際財務報告基準（以下、IFRS for SMEs）も、一定の修正を加えて、同様に選択可能な国内基準（以下、FRS 102）として受け入れていています。Full IFRSと同様に、IFRS for SMEsの情報も日本語で入手可能です。

IFRS for SMEsの開発時に、規定を単純化するために、Full IFRSで認められている選択処理を絞り込んで一本化していますが、FRS 102におけるIFRS for SMEsからの主要な修正は、こ

の選択処理を復活させたものです。従って、その意味で多くは日本語での情報の入手が可能です。また、IFRS for SMEs からの修正箇所には、その旨の記載がなされているため識別は容易です。

以上をまとめると以下の表のようになり、貴社の英国子会社がどちらの会計基準を採用しても、必要な比較作業は意外に少ないことが分かります。

英国子会社の会計基準		国際財務報告基準	必要な対応
FRS 101	=	Full IFRS 日本語情報有	
FRS 102 SME そのまま	=	IFRS for SMEs 日本語情報有	IFRS for SMEs と Full IFRS の比較
選択肢を復活させる修正	=	Full IFRS 日本語情報有	
その他の修正 (会社法要請等)	⇔	Full IFRS	英国基準と Full IFRS の比較

多くの英国子会社は単機能（販売、製造など）であることと、日本基準と IFRS とのコンバージョン（会計基準の統一）が進んでいることから、実際に連結決算上問題となるような重要な会計基準の差異が生じることは稀と思われます。

※実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取り扱い」（企業会計基準委員会）

Q 4. 減価償却の方針

英国子会社の法定決算のために、固定資産の減価償却の方針を検討しています。英国の法人税務のガイドブックによると、18%の定率償却とのことでしたので、これを会計方針としても採用したいと考えていますが、問題ないでしょうか。

英国子会社における会計方針の設定にあたって、減価償却の方針、とりわけ資産の耐用年数をどのように設定すべきかという相談が多くあります（※）。

英国会計基準の減価償却に関するルールは、国際財務報告基準や日本基準と同様で、資産が利用可能と予想される期間などの見積りによるとされています。

この点、日本においては、税務上の法定耐用年数も一定の合理性を有していると解されていることと、税務調整の手間を考えると、多くの企業において、不合理でない限り会計上も法定耐用年数がそのまま利用されています。

そのため、英国の税務においても、このような便利なガイダンスがないか考えたのが、質問の背景の一つかと思います。しかしながら、英国の税務上の減価償却は、個々の資産の取得価額を合理的に費用配分するという考えに立脚しておらず、有用なガイダンスとはなりえません。

後述するように、会計上の減価償却の結果は、税務計算には影響しないため、純粹に会計的な観点から、それぞれの企業にとって合理的かつ簡便な費用配分の期間を決定していくことになります。

固定資産に金額的重要性のある企業においては、自社における過去の資産の平均使用期間の実績などのデータを根拠に、耐用年数を見積っている事例もありますが、固定資産にそれほどの金額的重要性がない企業においては、現実には保証期間や、英国内の他社の事例、親会社やグループ会社の事例などを参考に決定しているのが実情です。また、資産として計上すべき固定資産の基準についても、会計上の重要性を考慮して決めるケースが多いです。

※厳密には、耐用年数は、会計方針ではなく、会計上の見積りの問題に区分されます。

IV. 法人税

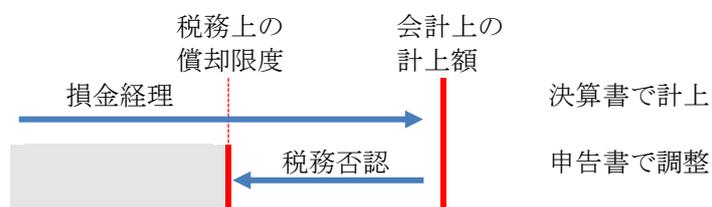
Q5. 税法上の減価償却（Capital allowance）の概要

英国においても日本の法人税制と同様に、税法上の減価償却が存在すると理解しています。英国税制の概説書を読んだのですが、具体的な税務調整のイメージが湧きませんでした。設例などを用いてご説明いただけますか。

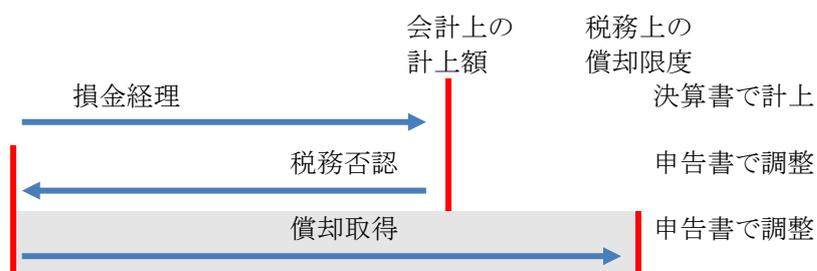
英国の税務上の減価償却（Capital allowance）は、日本の税務上の減価償却と大きく異なる領域です。日本の実務との比較では、以下の4点が際立った差異と考えられます。

(1) 減価償却は損金経理を前提としない

日本の実務においては、会計帳簿において減価償却費を計上（損金経理）したことを前提に、法定償却限度額を超過した部分について税務調整を行います。



これに対して、英国の税務では、会計上の減価償却費を一切考慮せず、税務調整において全額を否認（加算調整）します。税務上の減価償却費は、後述する税務独自の計算によって算出され、会計上で減価償却費が計上されていなくても、税務上の償却費を計上することができます。



(2) 建物は、基本的に、非償却性資産に区分される

税務上の償却性資産には、建物は基本的には含まれません。何を償却性資産とするかは、政策的な判断ですが、住宅の寿命について日本が 30 年程度であるのに対して、英国では 100 年超という事実からすると、建物を非償却性資産に区分するという感覚もうなずけるところです。

(3) 利用にあたって適格要件の少ない特別即時償却枠（Annual Investment Allowance (AIA)）が設けられている

日本における特別償却制度は、租税特別措置法で規定された特定の業種や規模を対象に、特定の支出に対してのみ適用になるケースがもっぱらですが、英国の Annual Investment Allowance は、こうした適格要件による利用制限がほぼなく、どの企業も広く利用しています。

償却枠は年度により大きく変わりますが、巨額の設備を要さない業種の中小規模企業であれば、設立初年度は別として、ほぼ資産の取得時に即時償却が取れると思います。

(4) 詳細な法定耐用年数の定めはなく、大雑把な括り（償却プール）でまとめて償却される

日本の減価償却実務においては、資産の種類や用途等ごとに詳細な法定耐用年数が定められているのに対し、英国においては取得した資産を償却プールというまとまりに入れて、償却プールごとの償却率（18%、8%など）でまとめて償却します。

理解のために、税務計算のテーブルを設例で示すと、おおむね以下のような形式になります。

	(通貨：ポンド)	
	特別償却 プール	通常償却 プール
固定資産の税務上の期首簿価（残高）		9 万
期中取得資産（AIA 適格）の取得価額	25 万	
AIA による特別償却	(20 万)	
	<hr/> 5 万	
特別償却適用後の未償却残高 を通常償却プールへ移行	<hr/> (5 万)	→ 5 万
期中取得資産（AIA 非適格）の取得価額		2 万
		<hr/> 16 万
通常償却プールの償却率（18%）		(2 万 8,800)
固定資産の税務上の期末簿価（残高）		<hr/> <hr/> 13 万 1,200

特定のプールに区分された資産の取得価額が、当該プールの償却率で規則償却され続けるわけではなく、設例のように償却プール間の残高の移行があるため、減価償却費は、個別資産の簿価からは切り離されて算出されることになります。

Q6. 日本における寄付金課税

当社は、初の海外事業所として、先日英国に現地法人を設立しました。事業所で利用する各種設備のセットアップや販売支援などのために、数人の職員を、当社から3~4カ月ほど長期出張させています。

この論点は、海外進出歴の長い企業にとっては、もはや馴染みの論点です。しかしながら、本件事例にあるような海外進出してから日の浅い中小企業においては、論点の存在すら気づいていないケースが多くあります。事例の中には、相談者からの質問が含まれていませんが、まさにその点が問題となります。

親の立場で、子を支援するのは当然とも思えますが、税務の世界においては、子会社と親会社はあくまで他人と考えます。そのため、親会社の支援（というサービス提供）が、子会社の経済的価値の増加につながる場合には、その支援にかかったコスト（出張者の人件費や出張経費など）は子会社が負担すべきと考えます。

日本の親会社が、他人である英国子会社の費用まで負担することになると、それだけ税金のベースとなる課税所得が減ってしまいますので、日本の税収を確保したい日本の税務当局からすると、容認できないのは明らかです。反対に英国の税務当局は、税収増につながるため、問題の所在に気づいても、何も指摘してくれないと思われれます。

従って、海外子会社に対する支援を無償、あるいは低廉な価格で行った場合には、経済実質上は、コストに相当する額を子会社に対する寄付金として取り扱われ、税務上の費用計上（損金算入）が認められない可能性があります。

ポイントは、出張が「子会社のためか、あるいは親会社のためか」という事実認定になりますので、個々の事業の実態を踏まえた実質的な判断が必要になります。実務的には、都度の判断は

煩雑なのと、判断の容易性や一貫性を確保するために、負担する費用の範囲について社内規定を設けるケースが多いようです。

海外での事業活動に起因するものの、いずれにしても日本での税務問題ですので、具体的な対応については日本の税理士に相談する必要があります。

V. VAT

Q7. インボイス方式と帳簿方式

英国の付加価値税（VAT）は、日本の消費税にあたるものと理解しています。英国税制の概説書によると、税率の違いのほか、日本の消費税は帳簿方式であるのに対して、英国のVATはインボイス方式との説明がありました。両者の違いによって、実務上留意すべき点はどのようなのでしょうか。

英国においてVAT登録事業者が仕入取引を行った場合、当該仕入れに含まれているVATの額を、VATの納付額の計算において差し引くことができます（前段階税控除）。これは、日本の消費税における仕入税額控除と同じと考えて問題ありません。

ご質問にある帳簿方式（日本）とインボイス方式（英国）の違いは、この仕入税額控除の要件に違いを生じています。

インボイス方式では、所定の事項を記載したインボイス「のみ」が仕入税額控除の対象となります。言い換えると、インボイスについて厳格な記載事項が定められており、形式不備の場合には仕入税額控除を得ることができません。厳格な記載事項が求められている理由は、企業が仕入税額控除の対象としたVAT税額が、受け取った側である課税事業者において納付されることを確実にするため、事業者や税額等を特定する必要があるためです。

これに対して、帳簿方式では、帳簿および請求書などに記載された取引金額（＝税込金額）に8/108を掛けることにより消費税額を計算し、この額を控除することができます。個々の取引に関する証拠書類の保存は求められるものの、控除できる税額自体は、課税仕入総額から計算で求めます。企業が仕入税額控除の対象とした消費税額と、受け取った側である課税事業者での納付額についてトレーサビリティを求めているため、請求書の記載事項についての要件は厳格ではありません。

こうした日英の制度の違いから、進出して日の浅い日系企業においては、例えば、クレジットカードの利用票など、適格な VAT インボイスでない書類を取引の証憑書類として受領し、その結果 VAT の還付の機会を逸する、あるいは差し替えのために労を要するケースが多くあります。

取引先から適格な VAT インボイスをタイムリーに取得するためには、経理部門などのみならず、取引にあたる担当者自身がこうした知識を持っていることが重要であるため、社内に周知徹底することが実務対応上、不可欠です。

適格な VAT インボイスとなる記載事項については、下記 HMRC のサイトや、会計事務所等の公開情報をご確認ください。参考までに、一定の少額インボイスについては、要求される記載事項が少なくなっています。

<https://www.gov.uk/vat-record-keeping/vat-invoices>

なお、消費税率の引き上げと、軽減税率の導入に合わせて、日本においても 2023 年からインボイス方式へ移行となる予定です。

Q8. VAT の登録日および登録日前の費用

VAT 登録については時間がかかると聞きます。当社では、駐在員の赴任開始前の期間を含め、既に各種費用が生じているほか、今後もセットアップのための支出がかさむことが見込まれます。また、顧客からも既に注文があり、商品の提供が近々行われる予定のため、VAT 登録番号の取得を急いでいます。

日本の消費税においては、課税事業者となる場合の届出は要請されていますが、基準期間の課税売上が条件（1,000 万円を超えた）を満たすと、自動的に課税事業者になるため、届出がなくても仕入税額控除を受けることができます。

これに対して、英国の VAT においては、一定の要件（8 万 5,000 ポンドを超えた、あるいはその見込み）に該当する場合には、VAT 登録が必須となりますが、その場合にも、税務当局への登録申請が必要で、当局の審査・許可（VAT 登録番号発行）を待って VAT 登録事業者となることとなります。

<https://www.gov.uk/vat-registration/when-to-register>

VAT 登録申請自体は、オンラインで可能ですが、登録の許可までは一般に時間がかかる傾向にあります。これは、VAT 登録事業者となることにより、仕入税額控除ができる（従って、VAT を負担しなくてよい）という、いわば特権的な地位を得ることになるため、事業者としての実体があるかについて審査に時間を要するためです。

事業の実体があることを説明するための一つの容易な方法として、実際に事業が始まってから、取引において使用された証憑等を示すことがあります。このため、事業が始まってから VAT の登録申請を行う企業も多くあります。

こうした実務を前提とすると、会社の意図していたタイミングで VAT 登録番号が取得できないため、仕入税額控除ができない取引が生じたり、顧客の求めに応じて VAT インボイスを発行できなくなったりしないかという、質問中にあるような懸念が生じます。

この点、前者（VAT 登録許可時以前の仕入税額控除）については、VAT 登録日は（事業実態の生じた）過去日付で申請することが可能ですので、VAT 登録許可のタイミングが遅れることにより、仕入税額控除の機会が失われることはありません。登録許可日以降の最初の申告において、登録日以降の取引をまとめて申告することになります。

一方、後者（VAT 登録許可時以前の VAT インボイスの発行）については、VAT 登録番号が発行されていない以上、適格な VAT インボイスを発行することはできません。このため、実務上は、（登録申請中の）非登録事業者として VAT 込みの金額を記載した Proforma（見込み）インボイスを発行し、当該金額に対して支払いを受けておき、VAT 登録がなされた段階で、差し替えのインボイスを発行することになります。Proforma インボイスでは、顧客の側で仕入税額控除ができませんので、あらかじめその旨を顧客に説明しておくことが重要です。

その他、VAT 登録日前の取引（開業準備費用等）についても、一定期間内（物品については 4 年、サービスについては 6 カ月）のものについては、仕入税額控除の対象となります。従って、これらの適用を見越して、適切な VAT インボイスを取得しておくことをお勧めします。

<https://www.gov.uk/vat-registration/purchases-made-before-registration>

VI. 個人所得税

Q9. 居住者の判定

当社は、昨年英国の現地企業を買収しました。今回当該買収プロジェクトに関与した担当者を、経営統合の推進のために、英国子会社に従業員として出向させることにしました。同担当者は、日本側での統合業務にも引き続きあたるため、日本からの出張ベースで対応し、年の約3分の1を英国で過ごし、滞在時には会社に隣接するホテルを利用することとなる予定です。滞在が183日を超えないことから、英国では税務上の居住者とならないと考えています。

本件ご質問中にある183日ルールは、よくある誤解の典型です。ご質問の論点は、「税務上の居住者となるか」、すなわち居住者判定の要件ですが、この点について、日本・英国を含め、多くの国では実質基準を採用しています。

英国の居住者判定は、滞在日数のみではなく、さまざまな要件を組み合わせで行われます。概略は、まず第1ステップとして、明らかに非居住と評価できるような形式的状況により非居住者と判定されるかを検討し（Automatic Overseas test）、これに該当しない場合には第2ステップとして、明らかに居住と評価できるような形式的状況により居住者と判定されるかを検討します（Automatic UK test）。

第1ステップ、第2ステップにより区別がつかないグレーゾーンの状況について、第3ステップとして、家族の居住者性、住居、職場などの英国との繋がり（以下、「ties」）を総合的に検討して、居住／非居住の別を判定します。いくつのtiesを有すると居住者に該当するかは、税務年度における滞在日数と、過年度の居住／非居住区分別に細かく規定されています。

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/547118/160803_RDR3_August2016_v2_0final_078500.pdf

日本での取り扱いと同様に、英国における個人所得税の課税範囲は、納税者が非居住者の場合には国内源泉所得（すなわち英国での役務提供の対価部分）に限られる一方で、居住者の場合には、原則として全世界所得が課税対象となります。

本質問のケースにおいては、第1,2ステップでは判定できず、第3ステップで各tieの該当性が鍵を握ることになると思われます。現時点では、赴任前のようなようですので、居住者判定の要件を正確に理解し、業務への影響を念頭に入れながら、非居住者となる範囲で渡航日数の調整が可能か、検討されることをお勧めします。

Q10. 所得の源泉地

英国子会社でのプロジェクトの応援のために3カ月程度の期間で、当社の従業員を英国子会社に派遣しました。個人所得税や源泉徴収の問題を避けるために、派遣期間中の給与は、引き続き日本の口座に日本円で支払い、英国子会社へは業務委託費として請求するつもりです。

英国子会社でのプロジェクトの応援期間中の給与の納税先の問題は、税務当局の立場からみると、日英どちらの当局が課税権限を持つかという問題に言い換えられます。こうした当局間の課税権限を調整するために、日英租税条約14条1項において、勤務を行った国でのみ課税される「勤務地国課税の原則」が規定されています。支払いの行われた場所は無関係で、支払いの原因となった役務の提供地が基準となります。

(原則的な扱い)

従って、プロジェクトの応援期間中の給与については、英国が課税権を持つことになり、当該従業員は非居住者として英国源泉所得として個人所得税の申告が必要となるほか、派遣元である日本の親会社、あるいは英国子会社が源泉徴収の義務を負うこととなります。

加えて、当該従業員は日本の居住者であると思われるので、その場合には、上記英国での給与は、全世界所得の一部として日本における課税対象の所得にも含まれることになります。

(租税条約による例外)

上記の「原則的な扱い」によると、英国でのプロジェクト期間の給与について、日英双方の当局からの課税（二重課税）を受けることになってしまいます。

こうした不都合を避けるために、二重課税分について、居住地国である日本で外国税額控除（英国で納税した金額を、日本の税額から控除を受けること）の適用を受けることは可能ですが、その手続きは煩雑です。本事例のような短期の滞在にまで、そのような手続きを求めている、日英両国間の人的交流を阻害することになるため、「短期滞在者免税」条項が規定されています（日英租税条約14条2項）。

具体的には、以下の三つの要件を満たす場合には、勤務地国課税の原則の例外として、日本でのみ課税され、英国では課税されないことになります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(a) 英国内に滞在する期間が合計 183 日を超えない(b) 報酬が親会社（又はこれに代わる者）から支払われるものである(c) 報酬が子会社によって負担されるものでない |
|--|

ご質問のケースでは、プロジェクト期間の給与を業務委託費として請求し、英国子会社が負担するようですので、要件(c)が該当しなくなるため、租税条約による例外が適用できず、原則に戻って、英国での個人所得税や源泉徴収税の申告・納付が必要になります。